

Title	大モンゴル国の漢地統治制度
Author(s)	松田, 孝一
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49380
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【55】

氏名	まつ だ こう いち 松 田 孝 一
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 22401 号
学位授与年月日	平成20年7月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	大モンゴル国の漢地統治制度
論文審査委員	(主査) 教授 森安 孝夫 (副査) 教授 荒川 正晴 教授 桃木 至朗

論文内容の要旨

チンギス＝カンが建国した大モンゴル国は、第2代の大カンとなったオゴデイ＝カン時代の1234年に、北中国の金朝を征服した。本論文は旧金朝領である「漢地」における大モンゴル国の統治制度を解明したものである。既発表論文8篇に依拠して全体を3章8節にまとめ直しており、400字詰め原稿用紙換算で約830枚となる。オゴデイは、1236年に「漢地」の土地と人戸を王侯に分配した（分地・分民）。その分地・分民政策による統治体制を、「分封制」と呼ぶ。第1章でオゴデイ時代の分封制を論じ、第2章でクビライ即位（1260年）以後（便宜的に「元朝時代」）

の分封制を論じる。そして第3章では漢地支配のための「新兵の徴発」及び「新軍団の編成・活動」などの軍事体制について論じる。

第1章第1節では、①オゴデイの分地・分民について具体的に詳しく確認し、その分地配置と分民規模が、モンゴル本土で王侯へ分配されていた遊牧地配置と兵員規模に整然と対応していたことを解明した。この点は杉山正明も松田説を追認している。分封制は、モンゴル本土でチンギス＝カン時代に施行されており、オゴデイはそれに依拠したのである。また②分地・分民は、上位の王侯から配下へと細分・再分配されている。この点はすでに岩村忍・村岡倫の指摘があるが、本稿ではより詳細に論証を加えた。また王侯の分民支配権について、③中国の伝統的「食邑制度」に準じたもので、税収は王侯と大カンの間で配分（ほぼ3：7）され、王侯の勝手な課税が禁止されていたが、王侯は独自に、④自らの分地に行政長官及び司法長官（断事官）を置いていたことを述べた。この司法権については、小林高四郎・村上正二も時期を限定せず包括的に論じていたが、分地での司法権行使の実例を示してみせた。また⑤断事官は、燕京（旧金朝首都）に設置された大カンの統治機関の決議に参加して、漢地を共同統治する体制の一翼を担った。この点は既に海老澤哲雄が解明していたが、断事官が、分地で司法権を行使しつつ、同時に大カンの統治機関へ王侯の代表者として参画していることを事例で示した点が新しい。

第1章第2節では、分民の基礎となった戸籍登録戸数を確定した。戸数については愛宕松男の約180余万戸と前田直典の約111万戸の両説があったが、愛宕説には根拠がなく、前田説に従うべきことを論証した。第3節では、王侯は上記の分民以外に、モンゴル本地においても漢地においても技術者（工匠）などの大量の私有民（奴婢・駆口）を保有していたことを詳論した。

第2章では大モンゴル国の分封制の事例研究として、第4代クビライ以後（＝元朝時代）に関して、2件の具体例を検討する。第1は、クビライが西部領域に分封・設置した「安西王国」の領地・軍事力・領民・権益を再構成し、元朝時代における分封制の存続と統治機能上の意義を検討した。第2には、イル＝カン国を建国したフレグが、モンゴル本地や漢地で保有した領地・軍事力・領民・権益を再構成し、それらがイル＝カン国分立後に有した意義を検討した。2つの事例とも研究史上最初の個別分封領研究で、中国的官僚機構による統治制度が整備されたとされる元朝において、実際には分封制が維持・再生産され機能していたことを明らかにした。

第3章では、大モンゴル国統治下の漢地の軍事支配体制について考察する。第1節では漢地徴発の漢人軍戸について検討し、従来は「元朝時代成立後の72万戸」とする説があったが、正しくは「オゴデイ時代に成立した97,575人」とみなすべきであるとした。次に第2節では、オゴデイ時代に新編成されたモンゴル・漢人混成軍団に起源する「河南淮北蒙古軍都万戸府」という軍団の通史を再構成した。これは漢地の基幹軍団史に関する研究史上初の論考である。そしてこの河南淮北蒙古軍団が実は「探馬赤（タンマチ）」と呼称される軍団であったことも指摘したが、第3節では、その探馬赤についてさらに踏み込んだ検討をした。探馬赤については多くの学説があり、これまで解釈が混乱していた。それらを整理し、探馬赤軍団が、モンゴル本土における東西辺境鎮戍軍団の体制に依拠したものであり、モンゴル本土と征服地の両方の人戸から一定の割合で徴発・編成され、チンギス＝カンの死後、占領地の鎮戍のために配備され始めたものであることを論証した。

大モンゴル国は、オゴデイ＝カンによる金朝征服以後、漢地で分封制を実施し、また探馬赤軍団の配備など軍事支配体制を整備した。それらはモンゴル本土の体制を敷衍したものであり、後の元朝時代においても維持・再生産され、機能していた

ことが明らかとなった。

論文審査の結果の要旨

近現代にまでつながる世界史を理解する上で、モンゴル帝国出現の意義と、その拡大・発展の経緯を正しく理解することは、実はローマ帝国の歴史を知ることよりも重大である。世界に冠たる日本のモンゴル史研究は、近年になって、まずそのことを欧米のみならず日中の学界に認識させることに成功したが、その全容解明にはまだ道は遠い。本論文は、近30年間、日本のモンゴル学発展の一翼を担ってきた著者の業績のうち、遊牧騎馬民族国家モンゴルの大農耕地帯支配、とりわけ中国本土支配の構造の解明に関わる諸論文をとりあげ、改めてまとめなおしたものである。

大モンゴル国ないし元朝の統治理念は、その継承国家とみなされる清朝にも引き継がれた。そして漢族・モンゴル族・チベット族・ウイグル族・満洲族を始めとする多民族国家であった清朝の領土意識は、中華民国期に成立した、上記諸民族を統合した「中華民族」という漢族中心のネーション意識とともに、ほぼそのまま現在の中華人民共和国に引き継がれた。

こうした背景のもと、内外の中国史研究者の間には、ともすれば元朝を、中国歴代王朝の1つとして矮小化しようとする傾向が見られる。なぜなら、モンゴル人政権である元朝にも、中国本土においては歴代の中国王朝的な行政制度を踏襲した面があるからである。しかしながら元朝の本質は、あくまで遊牧騎馬軍団の軍事力と商業に依拠する経済力を背景に、モンゴル人・色目人を中核に据え、大人口の農耕漢人をうまくコントロールした中央ユーラシア型国家である。松田孝一の最大の功績は、ひとえに中央ユーラシア型国家のシステムがモンゴル支配の本質として維持され続けていたことを具体的に明らかにしたことにある。

従来、大モンゴル国の征服地統治においては、大カンの権限が優先されるとし、王侯の権限を否定するバルトリド以来の説と、反対にむしろ王侯の権限を肯定する岩村忍らの考えがあった。しかるに本論文の考察により、王侯は漢地統治に関しては分地行政により一定の権限を有したこと、漢地は大カンと王侯が共同で統治していたとみなすべきであること、そして大モンゴル国の漢地統治制度には、モンゴル本地の体制を新領土である漢地に敷衍した点が多く、多くの面で確認されたのである。さらに、謎の多かった「探馬赤（タンマチ）」を大モンゴル国の辺境鎮戍軍団であると看破した点も含め、本論文は、従来の大モンゴル国の統治システムの研究を飛躍的に発展させたのである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。